

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議

ロシアは、2月24日にウクライナへの軍事侵攻を行い、同国に対し、甚大な人的、物的被害を現在進行形で与えている。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

秋田県議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、国際社会と連帯し、情報収集に努めるとともに、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くすべきである。

上記のとおり決議する。

令和4年2月28日

秋 田 県 議 会